農地中間管理事業を活用して

皆さんの農地を活かしましょう！

農地の集積・集約化にご協力を!!

大分県農地中間管理機構

公益社団法人　大分県農業農村振興公社

〒870-0044　大分市舞鶴町1-4-15農業会館別館2階　㈹097-535-0400　http://onk.oita.jp/

農地中間管理事業のしくみ

農地中間管理事業とは……

農地中間管理事業は、地域ぐるみで話し合ってまとめた農地を（人・農地プランによる話し合いなど）、農地中間管理機構（（公社）大分県農業農村振興公社）が受け皿となって借り受け、公募で選ばれた担い手に貸し付ける事業です。

※本事業は農用地の賃貸借を行うものであり、所有権は移転しません。

事業対象農用地　●農業振興地域内の農用地　●相続手続きが完了している農用地

地域の話し合い
人・農地プランの作成（見直し）
（地域集積協力金の交付要件）

貸付希望者
（出し手）

年とって農業ができない。息子も都会で働いていて戻ってくれそうにないなぁ。

このままだと、田んぼや畑が荒れてしまう。だれか代わって耕作してくれないかな。

借受希望者
（受け手）

農地を広げて、規模を拡大したいな。

分散した農地をまとめて、効率よく営農したいな。

市町村に相談してみよう!

借受け　　貸付け

大分県農地中間管理機構

公益社団法人　大分県農業農村振興公社

①農地を借り受けます。
②担い手が、まとまりある形で農地を利用できるよう配慮して貸し付けます。
③必要に応じて、農地の利用条件を改善します。

連携
協力

市町村など

市町村が機構から委託を受けていますので、お近くの役場（農林課か農業委員会）にお気軽にご相談ください。

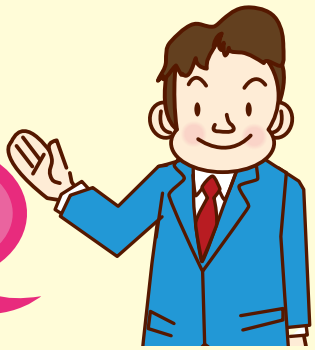

こんなことで困っていませんか？

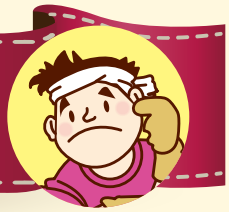

借受希望者（受け手）

農業を始めたいので農地を借りたい

ばらばらになった農地をまとめたい。

地域内の農地を借りて規模拡大したい

機構から農地を借りることができます。借受希望者の公募に応募してください。

貸付希望者（出し手）

相続した農地を誰かに貸したい。

個人間での賃借はトラブルが心配だ。

高齢で農業をやめたいけど、大切な農地を荒らすわけにはいかない。

まずは、市町村の相談窓口を通じて、貸付希望者として登録してください。
受け手と調整がついた後で機構がお借りします。

地域農業を維持するためには、将来の担い手と農地についての話し合いが必要です。

- 全国では、高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などで、５年後、10年後の姿が描けない集落や地域が増えています。みなさんの地域はいかがでしょうか。
- 人と農地の問題を解決するには、地域のみなさんの徹底した話し合いが必要です。そのための未来の設計図が**人・農地プラン**です。
- 人・農地プランの話し合いでは、今後中心となる経営体、将来の農地利用のあり方、近い将来の農地の出し手の状況などを決めていただきます。
- **人・農地プラン**を実現するために作られたのが、信頼できる農地の中間的受け皿となる**農地中間管理機構**です。大分県では（公社）大分県農業農村振興公社を農地中間管理機構（以下、「機構」という。）として知事が指定しています。
- **農地中間管理事業**は、**機構**を通じ、担い手の規模拡大や、担い手がまとまった形で農地を利用できるような貸付けを進める新しいしくみです。

機構が借り入れる農用地等の基準

①農業振興地域内にある農用地等であること。
②地域の農用地利用の効率化、高度化に資すると認められること。
③再生不能と判断される遊休農地等、農用地等として利用することが著しく困難な農用地等※でないこと。
※土地の所有者、境界、相続関係等権利関係等が不明につきこれらの確定に時間を要するもの。
進入路がない、区画形状が極めて狭小等物理的に土地の改良が困難なもの。
④借受け希望者が少ない等、機構が農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い地域の農用地でないこと。

農地中間管理事業の手順

農地を借りたい場合

借受希望者公募への応募	○機構が行う借受希望者の公募に応募していただくことが必要です。 ○応募用紙は、市町村の窓口にあります（機構のホームページにも掲載）。
氏名・応募内容の公表	○応募された方の氏名、応募内容を整理し、公表します。
農地の利用調整	○市町村、農業委員会と機構とが連携して、ご希望に沿った農地を紹介し、調整します。
貸借契約の締結	○ご希望の農地が見つかったら、機構と農地の貸借契約の手続きを行います。 ○貸借契約の手続きは、「農用地利用配分計画」への同意、県の認可、公告により行われます。

農地を貸したい場合

貸付希望調書の提出	○貸付希望の方は、市町村の担当窓口で相談してください。 ○農用地等の貸付希望調書を市町村の担当窓口を通じて提出してください。
内容の確認	○貸付希望調書に記載された農地の状況、地番、面積、権利関係等について、事前確認をさせていただきます。 ※事前確認によって申込みをお断りさせていただくこともあります。
借入候補農地として登録	○確認ができたものについては、借り入れる農地の候補としてリスト化し、あらかじめ登録しておきます。
貸借の調整	○借受希望者の意向も考慮しながら、具体的な貸借条件の確認、調整をさせていただきます。
賃借契約の締結	○協議が整ったら、農地の貸借契約の手続きを行います。 ○契約の手続きは、「農用地利用集積計画」への同意、市町村による公告により行われます。

※申込みを行った農地でも、機構が農地を借入れるまでの間は、自らの責任で農地を管理することが必要です。
※農地の受け手が見つからない場合でも、機構が農地を借り受ける場合がありますが、2年間見つからなければ地権者へ返還されます。

機構集積協力金について

農地中間管理機構に農地を貸した地域と農家には、機構集積協力金が交付されます。
以下の3つの交付金は、対象農地につき1回限り交付されます。

地域に対する支援（地域集積協力金）

地域での話し合い（人・農地プラン）により、地域でまとまった農地を機構に貸し付けた場合、その地域に対し、地域集積協力金が交付されます。

① 交付対象者

地域における話し合い（人・農地プラン）に基づき、機構にまとまった農地を貸し付けた地域

② 交付要件

地域内の農地の一定割合以上が機構に貸し付けられていること

③ 交付単価

機構への集積率	単価（10aあたり）		
	26･27年度	28･29年度	30年度
2割超5割以下	2.0万円	1.5万円	1.0万円
5割超8割以下	2.8万円	2.1万円	1.4万円
8割超	3.6万円	2.7万円	1.8万円

※地域とは、集落・学校区など、実際の話し合いの単位となった外縁が明確になっている同一市町村内の区域をいいます。

農家（個々の出し手）に対する支援

経営転換・農業をやめる場合の支援（経営転換協力金）

① 交付対象者

機構に貸し付けることにより、
○経営転換する農業者 ○農業をやめる農業者
○農地の相続人で農業経営を行わない方

② 交付要件

○全ての自作地を 10 年以上機構に貸付け、
かつ、
○このうち一筆以上が機構から受け手に貸し付けられること

③ 交付単価

機構への貸付面積	単価（1戸あたり）
0.5ha以下	30万円
0.5ha超2.0ha以下	50万円
2.0ha超	70万円

農地の集積・集約化に協力する場合の支援（耕作者集積協力金）

① 交付対象者

機構の借受農地等に隣接する農地を、
○自ら耕作する農地を機構に貸し付けた所有者
○所有者が農地を機構に貸し付けた場合の当該農地の耕作者

② 交付要件

○交付対象農地を 10 年以上機構に貸し付け、
かつ、
○その農地が機構から受け手に貸し付けられること

③ 交付単価

単価（10aあたり）		
26･27年度	28･29年度	30年度
2.0万円	1.0万円	0.5万円

※協力金の交付対象は、農業振興地域内の農地及び相続手続きの完了した農地に限られます。
※この他にも要件がありますので、詳しくは、市町村にお問い合わせください。

農地の売り買い（特例事業）

（1）農地中間管理機構が離農農家や規模縮小農家等から農地を買い入れて、規模拡大による経営の安定を図ろうとする農業者等に対して、農地を効率的に利用できるように調整したうえで、農地の売渡しや貸付けを行います。

（2）所有者（出し手）には、農地中間管理機構が土地代金を支払います。

メリット
・譲渡所得の特別控除を受けられます

メリット
・登録免許税が軽減されます
・不動産取得税の一部が控除されます

相談窓口一覧

【県関係】

団体名		担当部・課	郵便番号	住　所	代表電話番号
大分県農地中間管理機構 公益社団法人　大分県農業農村振興公社		農地課（賃借） 総務課（売買）	870-0044	大分市舞鶴町1-4-15 農業会館別館2階	097-535-0400
大分県農林水産部		農地農振室	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-506-3544
大分県各振興局	東部振興局	農山漁村振興部	873-0504	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-0409
	中部振興局	農山漁村振興部	870-0021	大分市府内町3-10-1	097-506-5732
	南部振興局	農山漁村振興部	876-0813	佐伯市長島町1-2-1	0972-24-8645
	豊肥振興局	農山村振興部	878-0013	竹田市大字竹田字山手1501-2	0974-63-1172
	西部振興局	農山村振興部	877-0004	日田市城町1-1-10	0973-22-2585
	北部振興局	農山漁村振興部	879-0454	宇佐市大字法鏡寺235-1	0978-32-0622

【市町村】

管轄振興局	市町村名	担当課等		郵便番号	住　所	代表電話番号
東部	別府市	農林水産課	農業委員会	874-8511	別府市上野口町1-15	0977-21-1111
	杵築市	農林課	〃	873-0001	杵築市大字杵築377-1	0978-62-3131
	国東市	農政課	〃	873-0502	国東市国東町田深280-2	0978-72-1111
	日出町	農林水産課	〃	879-1592	速見郡日出町2974-1	0977-73-3111
	姫島村	企画振興課	〃	872-1501	東国東郡姫島村1630-1	0978-87-2111
中部	大分市	農林水産課	〃	870-8504	大分市荷揚町2-31	097-534-6111
	臼杵市	農林振興課	〃	875-0292	臼杵市野津町大字野津市326-1野津庁舎	0974-32-2220
	津久見市	農林水産課	〃	879-2435	津久見市宮本町20-15	0972-82-4111
	由布市	農政課	〃	879-5592	由布市挾間町向原128-1挾間庁舎	097-583-1111
南部	佐伯市	農林課	〃	876-8585	佐伯市中村南町1-1	0972-22-3111
豊肥	豊後大野市	農業振興課	〃	879-7198	豊後大野市三重町市場1200	0974-22-1001
	竹田市	農政課	〃	878-8555	竹田市大字会々1650	0974-63-1111
西部	日田市	農業振興課	〃	877-8601	日田市田島2-6-1	0973-23-3111
	九重町	農林課	〃	879-4895	玖珠郡九重町大字後野上8-1	0973-76-2111
	玖珠町	農林業振興課	〃	879-4492	玖珠郡玖珠町大字帆足268-5	0973-72-1111
北部	中津市	農政振興課	〃	871-8501	中津市豊田町14-3	0979-22-1111
	豊後高田市	農林振興課	〃	879-0692	豊後高田市御玉114	0978-22-3100
	宇佐市	農政課	〃	879-0492	宇佐市大字上田1030-1	0978-32-1111